

新潟県介護支援専門員実務研修に係る見学実習 Q&A

平成 30 年 10 月現在

Q1 実習生の情報（基礎資格、経験年数、所属等）を事前に事務局に伺うことはできますか？

A1 事務局から実習生に関するご質問のような情報はお伝えしません。必要があれば、実習期間中、事業所においてお聞きください。なお、その際は、実習生の個人情報の保護にもご留意願います。

Q2 研修中に知り得た個人情報、職員の情報、会社内で知り得たことは、研修修了後においても他言しないようにしていますか？実習生の住所と実習場所が近いため心配です。

A2 実習生へは、実習オリエンテーション時に個人情報の保護について必ず遵守するよう説明しています。また、個人情報の保護について、受講者から事業所へ書面により誓約書を提出していますが、事業所におかれましても個人情報の保護について遵守するようご指導いただければ幸いです。

Q3 研修中の実習生の服装、言葉遣い、身だしなみのマナーがあまりにも悪い場合は、どうしたらよいですか？

A3 実習生へは、実習前のオリエンテーション時に心構え、身だしなみやマナーについて、説明をしています。また、実習開始前に、実習生が実習受入事業所に電話連絡をしますので、実習期間中の服装や必要な持ち物（上履き等）については、その際にお伝えください。
実習期間中、あまりにマナー等が悪く実習継続に不安がある場合は事務局にご相談ください。また、その場で実習生のマナーについてご指導いただくこともあると考えます。

Q4 実習指導にあたるのは、あらかじめ決めた実習指導者がすべて行う必要がありますか？

A4 国の実習受入に関する指針によると、実習受入事業所は特定事業所加算を算定している居宅介護支援事業所で受け入れるものであり、すべてを主任介護支援専門員である実習指導者が担うことはありません。他の介護支援専門員が実習指導を行うこともあると考えますが、その際は、実習指導者より実習の目的や内容等について十分説明を行った上で実施し、実施後には実習指導者を交えての振り返りを行うような配慮をお願いします。

Q5 見学実習の期間中にサービス担当者会議を開催できそうにありません。この場合は、どうすればよいでしょうか？

A5 実習期間中に事例がない場合は口頭による実施でも可能です。その際は、事前準備、当日の進行方法、実施後の記録や配慮すべき事項等について説明をお願いします。

Q6 当事業所は給付管理の業務は事務職員が行っています。給付管理の説明は、事務職員が担当してもよいでしょうか？

A6 給付管理表を他の職員に依頼している場合であっても原則、主任介護支援専門員が給付管理の目的や流れについて、ケアマネジメントプロセスの内容と関連して理解できるよう実習生に補足説明を行っていただく必要があると考えます。

Q7 実習で使用するアセスメントツールの指定はありますか？

A7 アセスメントツールとして指定しているものはありません。

前期研修では、国が示している課題分析標準項目を学習しています。したがって、「基本情報に関する項目（9項目）」と課題分析（アセスメント）に関する項目（14項目）」の計23項目を全て含んでいるものであれば、どのアセスメントツールを使用しても構いません。

Q8 ケアマネジメントのプロセスは、全て1人の利用者に対して行うのでしょうか？

A8 全ての項目を1人の利用者で行う必要はなく、それぞれのプロセスは別の利用者であっても差し支えありません。また、見学実習の基本的な考え方として多様な要介護高齢者の生活に対応したケアマネジメントを経験（見学）することとありますので、複数の利用者の状況を学ぶ機会を設定していただきたいと考えております。

Q9 実習の日程は3日連続でないといけないでしょうか？

A9 実習の日程は、3日連続でなくてよいです。

また、国の実習受入に関する指針で例示されているスケジュールでは、9時から17時（昼休憩1時間）の7時間を3日間となっていますので、それを目安に考えていただくようお願いいたします。最終的には、実習で経験すべき事項が学習できればよいと考えます。

Q10 地域ケア会議、事例検討会や介護認定調査の見学も実習スケジュールに組んでよいでしょうか？また、地域包括支援センターが主催する研修会に参加させてもよいでしょうか。

A10 このたびの見学実習で実習生が学ぶ項目は、アセスメント、プランニング、サービス担当者会議、モニタリング、給付管理の一連のケアマネジメントプロセスです。したがって、地域ケア会議や事例検討会等の業務、研修会への参加については、見学実習の内容に想定されておられません。ただし、全ての実習項目を実施した上で、余裕があれば一概に妨げるものではありません。

Q11 1人の実習生に対し、2人の主任介護支援専門員で指導を行ってもよいですか？

A11 2人の主任介護支援専門員それぞれ役割分担を行って実習指導を行っても差し支えありません。国の実習受入に関する指針によると、実習受入事業所は特定事業所加算を算定している居宅介護支援事業所が適当であり、実習指導者が個人として実習を受け入れるわけではありません。実習指導者には、経験豊富な主任介護支援専門員を選定することが望ましいとなっております。

Q12 従来のケアプラン作成実習と見学実習の両方の指導を行うのでしょうか？

A12 ケアプラン作成実習は、従来どおり実務研修の受講生が実習協力者を見つけ、ケアプランを作成します。したがって、事業所で指導していただく内容は、ケアマネジメントプロセスの見学実習のみです。ただし、実習生よりケアプラン作成実習の事例提供の相談等がありましたら、可能な範囲で相談対応をお願いします。

Q13 様式6「3. 実習の振り返り」について、指導者コメントも含めて、当日中に記載する時間がありません。後日提出としてもよいでしょうか？

A13 様式6については、可能な限り当日中に指導者コメントを記載して実習生へ返却するようにしてください。なお、実習最終日についても当日中に記載をした上で、実習生へ返却できるよう、振り返りの時間については、十分な時間を設けていただく等の御協力をお願いします。

【その他】

- ・ 入退院の事例、ターミナルケアの事例等は、なかなか事例対象とはなりにくいと感じをいただきました。同行訪問は、利用者、その家族の同意があってなされるものですので、実習対象者として困難ということも考えられます。その際は、こうした事例の場合のケアマネジメントプロセスで留意する点等ご説明いただいてもよいと考えます。
- ・ 実習生が実習中に就職を斡旋され非常に困ったという意見がありました。このような事は、ご遠慮願います。
- ・ 厚生労働省のホームページに「介護支援専門員養成研修における実習受入に関する指針」が掲載されているので、そちらも参考にしてください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000054119.html>